

西宮市住宅リフォーム助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が自己で所有し居住する住宅等に、市内の施工業者を利用して修繕、補修等の工事を行う場合にその経費の一部を助成することにより、市内産業の活性化及び雇用の創出に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 土地の定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいい、建築設備を含むものとする。
- (2) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (3) 併用住宅 建築物に個人住宅部分と店舗、事務所又は賃貸住宅等（以下「非個人住宅」という。）の部分がある建築物をいう。
- (4) 集合住宅 個人住宅部分と非個人住宅部分があり、それぞれが区分登記されており、かつ、個人住宅部分、非個人住宅部分及び玄関その他の共用部分が独立した建築物をいう。
- (5) 住宅等 前3号に掲げる建築物及び当該建築物の附属施設をいう。
- (6) 改修工事 住宅の機能の向上のために行う建築、修繕、模様替え及び設備改善をいう。
- (7) 施工業者 改修工事を行う、市内に事業所を有する法人又は個人事業者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たし、かつ、暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを要件とする。

- (1) 西宮市に住民登録を有する者であること。
 - (2) 助成を受けようとする改修工事について、国、県、市の他の制度による助成を受けていない者であること。ただし、国、県、市の他の制度による助成を受けている者であって、当該国、県、市の他の制度による助成の対象外となる工事を併せて行うものは、当該工事のうち第5条に規定する助成対象工事に限り対象者とする。
 - (3) 市税について滞納していない者であること。
- 2 助成対象者は、暴力団や暴力団密接関係者、及び暴力団員を雇用している事業者に工事を発注してはならない。

(助成対象住宅等)

第4条 助成の対象となる住宅等は、助成対象者が所有し、自己の居住の用に供している市内に存する住宅（併用住宅にあつては自己の居住部分に限り、集合住宅にあつては個人の専有部分に限る。）及びこれに附属する施設の個人所有部分とする。

(助成対象工事)

第5条 助成の対象となる改修工事（以下「助成対象工事」という。）は、施工業者を利用し、かつ、その工事に要する経費が400,000円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の工事のうち、次に掲げる工事とする。ただし、第9条第1項に規定する申請書の提出を行う日までに着手しているとき及び同条第3項に規定する交付決定を行う日が属する年度の末日までに完了する見込みがないと市長が認めるときは、この限りではない。

(1) 住宅改修工事その他住宅等の機能の維持及び向上のために行う補修、改良又は設備改善のための工事

(2) 住宅に附属し、かつ、助成対象者の所有する土地における自家用駐車場の設置、修繕又は補修のための工事

2 前項に規定する工事に要する経費は、総工事費から次に掲げる費用を控除して得た額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(1) 土地購入費用

(2) 広告看板等の設置費用

(3) 工事用機械、工具等の購入に関する費用

(4) 新築もしくは建替えに係る費用または機器の設置のみを行う費用

(5) その他市長が助成対象工事とすることが適当でないとする工事に要する費用

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内で、助成対象工事に要する経費の100分の10に相当する額（当該100分の10に相当する額が100,000円を超えるときは100,000円とする。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、併用住宅について、屋根、外壁等居住部分の改善に当たって非居住部分を含めた建物全体の改修が必要であるときにおける助成金の額は、工事に要する経費に居住部分の床面積を非居住部分を含めた建物全体の床面積で除して得た数を乗じて得た額の100分の10に相当する額（当該100分の10に相当する額が100,000円を超えるときは100,000円とする。）とする。

3 前2項の場合において、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成回数)

第7条 前条に規定する助成金の交付は、助成対象者1人について1回とする。この場合において同一住宅等について複数の助成対象者がある場合は、当該住宅等に係る助成金の交付は、当該助成対象者のうち1名に限るものとする。

(助成候補者の決定)

第8条 市長は助成を受けようとする者を公募し、助成の申請を認める者(以下「助成候補者」という。)を決定するものとする。この場合において、助成候補者が公募人数を超える場合は、抽選により助成候補者を決定するものとする。

2 前項に規定する公募の期間は、市長が別に定める。

3 市長は、第1項の規定により助成候補者を決定したときは、その旨を当該助成候補者に通知するものとする。

4 市長は、助成候補者が辞退したとき、助成対象者でないときその他この要綱に基づく助成金の交付を受けることができない者であったときにおいて、順次繰り上げて助成候補者となる者(以下「補欠者」という。)を、助成候補者の決定の際に、併せて決定することができるものとする。

(助成申請及び交付決定)

第9条 助成候補者は、助成の申請をしようとするときは、補助金等交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類等を添えて市長が別に定める期日(以下「申請期日」という。)までに市長に提出しなければならない。この場合において、助成候補者が申請期日までに助成申請を行わないときは、当該助成候補者は助成を辞退したものとみなす。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 住民票

(4) 固定資産税納税通知書の原本または建物登記簿謄本(登記事項証明書)

(5) 工事見積書

(6) 助成対象工事を行う住宅等の現況及び工事施工予定箇所の写真

(7) その他市長が特に必要と認める書類等

2 前項の規定は、補欠者が繰上げの結果、新たに助成候補者となった場合において準用する。

3 市長は、前2項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により当該申請をした者に通知するものとする。

4 市長は、助成金の交付決定について、助成金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

5 助成候補者は、決定通知書を受けるまでに助成対象工事に着手してはならない。

(権利譲渡の禁止)

第10条 前条第3項の規定により決定通知書を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請事項の変更及び中止)

第11条 助成決定者は、その申請事項について、変更又は廃止が生じたときは、速やかに補助事業等変更等申請書(様式第3号)に第9条第1項各号に掲げる書類等を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、必要があると認めるときは、既に決定した助成金の額を変更することができる。
- 3 市長は前項の規定により助成金の額を変更したときは、補助事業等変更等決定通知書(様式第4号)により、その旨を当該助成決定者に通知するものとする。

(状況報告及び実地調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付の対象となった工事(以下「助成決定工事」という。)の遂行状況に関し、助成決定者、施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(実績報告)

第13条 助成決定者は、助成決定工事及び工事代金の支払いが完了したときは、30日以内に、補助事業等実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、期間内に提出することが困難であると市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事完了証明書
- (3) 工事代金領収書
- (4) 助成決定工事实施後の住宅等の現況及び工事施工箇所の写真
- (5) その他市長が特に必要と認める書類等

- 2 市長は、前項の規定による報告について必要があると認めるときは、助成決定者、施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。
- 3 市長は、前項の規定による報告又は実地調査の結果、助成決定工事の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講じるよう助成決定者に命ずることができる。
- 4 市長は、第1項の規定による報告又は第2項による実地調査により、報告内容の確認を行い、交付確定通知書(様式第6号)により助成候補者に対して通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第14条 助成決定者は、前条の規定により実績報告書を提出し、市長の審査を受けた後、補助金等交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の助成決定者からの請求に基づき、助成金を交付する。

(決定の取消し)

第15条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 助成対象工事を承認なく変更し、又は廃止したとき。

(3) 虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、この要綱及び西宮市補助金等の取扱に関する規則(昭和58年3月31日西宮市規則第81号)に違反したとき。

(助成金の返還)

第16条 助成決定者は、市長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、市長の定める期限内に、当該助成金を返還しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。